

か れ い

嘉例のながれ

江迎小学校 学校だより

平成29年度 第19号

平成29年11月2日（木）発行

文責：校長 立木 昭夫

11月に入りました。朝夕は、寒さを覚えるほどの季節となりました。子供たちの登校の服装や様子からも秋の深まりを感じます。

さて、11月と言えば、学校では、「江小まつり」です。長坂子ども浮立、全校合唱、各学年の演技等、しっかりと準備を行っています。12日（日）当日には、たくさんの保護者、地域の皆様のご来場をお待ちしております



<晴天に恵まれた小学校体育大会開催>



10月24日（火）、佐世保市陸上競技場でDブロックの小学校体育大会が開催されました。本校の6年生も参加しました。種目は、午前中、体ほぐし運動（なわとび、綱引きなど）、ドッジボール、サッカー、ハン

ドボール、キックベース、タグラグビー、セストボールの7種目で他校の児童との交流を楽しみました。他校の児童とチームを組み、協力してゲームを進めました。弁当もチームで仲良く食べました。午後は、50m走、100m走、50mハードル走、走り幅跳び、走り高跳び、ハンドボール投げ、3分間走の7種目の陸上競技で自己の記録更新に挑みました。自己記録の更新にガッツポーズをする児童もありました。一人一人精一杯頑張っている姿が印象的でした。秋晴れの好天に恵まれ、一日気持ちよく運動を楽しむことができました。



<授業参観・懇談、親子健康学習会>

10月27日（金）は、授業参観・懇談会でした。たくさんの保護者と地域の皆様にご参観いただきました。授業参観では、今、学んでいる学習について、子供たちの頑張りをお見せすることができました。授業参観後の富崎朋子先生による「親子健康学習会」に

もたくさんの皆様に参加いただきありがとうございました。「ストレスと上手につきあおう」という演題の講演では、ストレス解消の3つの方法を教えていただきました。また、講演後の保護者向けの講話の中では、「生活障害、学習障害の早期発見と専門的な対応の大切さ」「メディア（特にSNS）への対応が緊急を要すること」を指摘されました。学校でも今後、子ども向け、保護者向けのメディア講習会の開催を検討していきたいと考えています。

＜上手に我慢できない子＞

先々週、学校のガラスが2枚割れました。学年の違う児童が割ったものですが、どちらにも共通点があります。それは、『上手に我慢ができない』ということです。



一つ目の事例は、教師に叱られて、そのいらだちでガラスを叩いて割ったものです。長い間不満を募らせた結果で出てしまった行為ですが、公共物を壊すこと、自分や他人にけがをさせてしまいかねないことを考えると決して許されるものではありません。不満をうまく逃がすことができず、我慢しきれず物にあたってしまった事例です。

二つ目の事例は、休み時間に教室のガラスを押して回りながら暴れていて割ってしまったものです。朝の時間や10分休みは、基本的に次の学習の準備をする時間です。また、教室は、走り回ったり、物を投げたりして遊ぶ場所ではありません。でも、今回の事例は、わかっているにもかかわらずやってしまったという事例です。

ガラスを割るというような大きな事例にならなくても、様々な活動をするときに、一つのことに最初から最後までしっかり取り組むことができず、すぐに他のことに手を出してしまい、友達との間でトラブルになることもしばしばです。

今、このように「上手に我慢できない児童」が増えています。でも原因が、本人なのか、学校なのか、家庭なのか、これだとはっきりわかっているわけではないのです。このような事例は、間違いなく増えており、本校においても同じ状況です。これまで、このような児童には、学校でも家庭でも繰り返し指導を行ってきました。それでもなかなか改善されていきません。「注意する」「しかる」ということだけでは、まったく無理な状況なのです。そこで、特別支援教育という観点から、一人一人全員の児童をさらに理解し、指導や支援の方法をはっきりさせ、その児童に最も適した対応をしていくことが大切になっています。

平成23年8月5日施行の「改正障害者基本法」では、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害も含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と規定されています。障害の幅がたいへん広くなり、学校においては、全児童一人一人を特性に応じて支援していく特別支援の対象と考えいくということです。

さらに、平成28年4月1日施行の「障害者差別解消法」では、不当な差別的取扱いが禁止され、「合理的配慮の提供」が義務づけられました。「合理的な配慮」とは、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すための必要な配慮のことです。学校では、この考え方のもとに、それぞれの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行うよう進めています。（＊これを「インクルーシブ教育」と呼んでいます。）

さて、実際に「上手に我慢できない児童」への対応です。まずは、しっかり理解するために、専門家に依頼して、様子を観察したり、カウンセリングをしたり、必要に応じて発達障害の検査を行ったりすることが必要です。そして、専門家より、適切な指導や支援の方法を教師や保護者が聞き、対応していくことが改善への道筋です。そのためには、本人と保護者の理解と同意が必要ですので、ご協力をお願いします。本校としては、これを喫緊の課題と考え、第一の優先事項として進めていこうとしています。

すべての子供たちが自分の学びたいことを最善の条件で学んでいくことができる環境（学校、家庭、地域）をつくっていく努力を続けていきましょう。